

第2章

施策の基本方針

- 第1節◎コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり
- 第2節◎健康で共に支え合うまちづくり
- 第3節◎地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり
- 第4節◎誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
- 第5節◎地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり
- 第6節◎都市力を創出するまちづくり
- 第7節◎みんなで進める市民参画のまちづくり
- 第8節◎持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり

うみねこ祭り【鹿島】

- 第1節 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり46
 - 1 地区コミュニティを活かした仕組みづくり
 - 2 コミュニティ活動等への支援強化
 - 3 コミュニティ活動環境の整備
- 第2節 健康で共に支え合うまちづくり47
 - 1 保健・医療の充実
 - 2 社会保障の充実
 - 3 地域福祉社会の形成
 - 4 高齢者福祉の充実
 - 5 子育て支援・児童福祉の充実
 - 6 障害者（児）福祉の推進
 - 7 母子寡婦・父子福祉の充実
- 第3節 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり49
 - 1 生涯学習の推進
 - 2 社会教育の促進
 - 3 人権の尊重
 - 4 幼児教育・学校教育等の充実
 - 5 青少年の健全育成
 - 6 地域文化の保存・継承
 - 7 スポーツの振興
 - 8 交流活動の推進
- 第4節 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり52
 - 1 防災・生活安全対策の充実
 - 2 環境対策の充実
 - 3 ごみ処理の充実
 - 4 下水道・生活排水処理対策の推進
 - 5 安定した水・温泉利用対策の充実
- 第5節 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり54
 - 1 薩摩川内経済圏の創出
 - 2 農業の振興
 - 3 林業の振興
 - 4 水産業の振興
 - 5 商工業の振興
 - 6 観光の振興
- 第6節 都市力を創出するまちづくり56
 - 1 住環境の整備
 - 2 公園緑地の整備
 - 3 道路・交通ネットワークの整備
 - 4 市街地等の整備と拠点づくり
 - 5 河川空間の形成と利活用
 - 6 港湾施設の充実及び利用促進
 - 7 情報通信基盤の整備
 - 8 土地の有効利用
- 第7節 みんなで進める市民参画のまちづくり59
 - 1 市民参画の推進
 - 2 男女共同参画社会の形成
- 第8節 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり60
 - 1 実効性の高い行政経営等の推進
 - 2 健全で安定的な財政運営の推進

地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、地方分権の進展に対応するため、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」、「都市経営」の八つの分野の基本方針を定めます。

第1節 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

まちづくりは、市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地区の活性化こそが本市全体の活力の源です。本市の自然・文化・人材などの貴重な資源を有効に活用したまちづくりを進めるには、市民自らがまちづくりに積極的に参画することにより、市民の意見や要望をより良く反映させることが必要です。

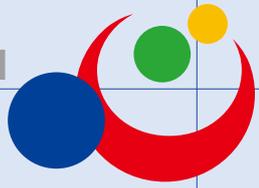
このため、市民の自主的な活動を促進する仕組みづくりや組織体制の再構築を図ります。また、それぞれの地区コミュニティへの積極的な活動支援及び活動拠点施設の整備・充実を図るとともに、ボランティア団体やNPO等を育成・支援することにより、市民の社会参画を推進します。

併せて、市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広聴広報の充実と個人情報保護に配慮した情報公開を推進するとともに、電子自治体の構築及び様々な機関との情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上に努めます。

さらに、今後、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念されることから、市、地区コミュニティ協議会及び自治会の連携及び協力により、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、市民相互の連携や高齢者の有する豊富な経験、知識や技能と各地域の個性や資源を活かし、地域住民がいきいきと活躍し、一人ひとりが光り輝く地域（“活力と豊かさを感じるゴールド集落”）づくりに取り組みます。

1 地区コミュニティを活かした仕組みづくり

市民が主体となった地域づくりを促進し、地域の自主的な活動と活性化を促すため、地区コミュニティ協議会と市との協働によるまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。地区ごとに、それぞれの特色や資源の活用などの課題・問題点を話し合いながら、「地区振興計画」を自主的に策定し、その解決のため住民自らが主体的に活動することを基本に据えて、行政として可能な支援策を講ずる等により、コミュニティ機能の一層の充実を図ります。なお、自治会等の従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を図りつつ進めるほか、地区コミュニティ相互の交流のための条件整備に努めます。



2 コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動を積極的に支援するとともに、自治会への加入率を高めるための取組を進めます。また、ボランティア団体やNPOにおける様々な活動の活発なまちづくりを目指し、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援体制の充実を進めます。さらに、広聴広報の充実と情報公開を積極的に進める等により、市民の意見を取り入れる仕組みを確立するとともに、市民自らの創意工夫を活かした市民参画型社会の形成を推進します。

3 コミュニティ活動環境の整備

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として、「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流などの場として活動しやすい環境づくりに努めます。

第2節 健康で共に支え合うまちづくり

すべての市民が、住み慣れた地域・地区の中で健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

このため、保健・医療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図るとともに、市民が自ら進んで行動し、共に助け合い、支え合う社会システムづくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築に努めます。

また、高齢者・障害者及び健常者の生きがいづくりに関する施策の推進、学童保育の推進、待機児童ゼロ作戦の推進、女性・家庭相談体制の確立や子育て支援ネットワークの広域化、少子化対策の推進及び地域医療機関の確保や救急医療などの医療サービス体制の拡充に努めます。

1 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、疾病に対する予防知識の普及と啓発を図り、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。

また、地域の中核病院や甌島地域の診療所の医師・医療従事者の確保に取り組むとともに、中核病院における高度医療施設の充実を促進し、甌島地域の診療所における経営統合や病院化、医療機器整備による医療体制の強化、救急患者搬送などの救急医療体制

の充実を図ります。

さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等の連携網の形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組みます。

2 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・医療保険・介護保険事業の健全な経営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための健康づくりを推進します。

また、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、介護給付費の適正化に努めます。

なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入を促進します。

3 地域福祉社会の形成

市民が共に助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。

また、生活保護法施行事務の適正な実施、福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したリハビリテーション施設の整備などを進めます。

さらに、高齢者や障害を持つ人が安全に安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、公共施設等については、すべての利用者にとって利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン^{*}化を推進します。

※ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「ユニバーサル=普遍的な、全体の」という言葉が示すとおり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

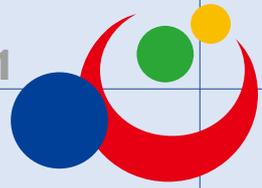
4 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるように、給食サービスやおでかけ支援などの高齢者福祉事業の継続的な実施を図ります。

また、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会参加できる環境づくりを進めます。

5 子育て支援・児童福祉の充実

最近の経済情勢の悪化等により子育て世帯からは多種多様なニーズが寄せられています。核家族化や女性就労の拡大化、また、経済的理由から家計を維持するために共働き



せざるを得ない状況であり、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできるよう、保育園の待機児童解消のための保育定数の見直しや認定子ども園の開設、放課後児童クラブの開設など、関係機関との連携の下に地域ぐるみで取り組む体制の整備を進めます。

また、子育てに要する経済的負担を軽減するため子ども医療費助成制度の実施や子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や多様な保育サービスの充実に取り組みます。

さらに、ファミリー・サポート・センター^{*}や病児・病後児保育事業等の充実ににより、子育てと仕事の両立を支援します。

※ファミリー・サポート・センター

育児等について、援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児等を両立できる社会環境を目指すための制度。

6 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識を啓発するための活動を促進しながら福祉施設の新体系移行への支援や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。

また、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、訓練施設の整備や雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

7 母子寡婦・父子福祉の充実

児童扶養手当・ひとり親医療費の助成や女性・家庭相談などを充実し、生活の安定を支援するなど、母子寡婦・父子家庭の福祉向上を図り、経済的な自立を促進します。

第3節 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、「まちづくりの原点は人づくり」との観点に立ち、市民と行政の協働による豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育、社会教育及び地域に根ざしたふるさと教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。特に、家庭での教育力を高めながら家庭、学校、地域が一体となった教育や青少年の健全育成を進めます。

また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリ

エーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンク[※]の整備及び派遣制度の普及など生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

さらに、本市の教育における現状や課題を分析し、薩摩川内市民憲章の理念の下、10年先を見通した本市教育の目指すべき姿と、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示した「薩摩川内市教育振興基本計画」を策定し、本計画を着実に進めることにより、薩摩川内らしい教育を推進します。

※人材バンク

専門的知識などを有する指導者を登録し、市民に対して適切な指導者を紹介する仕組み。

1 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりにこたえ、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図ります。また、拠点施設の充実を図り、講座を通して人材育成に努めます。特に、地区・地域において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担って生涯学習に取り組んでいる市民団体等との連携に努め、市民の学習を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

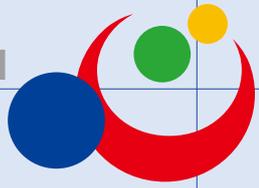
2 社会教育の促進

社会の著しい進展に市民が柔軟に対応し、自己の人格を磨き、ひとりの人間として力強く生きる総合的な力を身につけていくために、社会の要請を重視し、生涯各期にわたる学習機会の提供に努めるほか、家庭教育の向上を図り、子どもたちの安全な居場所づくり、多様な学習機会の提供やその活動を推進します。

また、地域の人々の連帯感が深まり、地域の活性化が図られていくために、社会教育施設の機能を拡充し、多様な学習機会の提供を図り、地域を始め、企業・民間団体・大学との連携した社会教育の促進に努めます。

3 人権の尊重

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障されていることから、人権問題を人々が身近な問題としてとらえるよう、地域・学校などあらゆる場において人権教育活動を展開します。また、人権問題を正しく理解するために、積極的な人権問題への取組や啓発、広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。



4 幼児教育・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の豊かな自然や文化の中で、心豊かで健やかな幼児の育成を目指します。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度[※]や複式学級の存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かした教育を推進します。また、家庭・学校・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進するとともに、小・中学校の適正規模化等、より望ましい教育環境の整備に努めます。さらに、市内の高等学校教育の振興を図るとともに、国際理解教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。高等教育機関については、教育内容の充実、地域の企業との連携・交流を促進します。

※特認校制度（小規模校入学特別認可制度）

自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者・児童の希望がある場合に、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、一定の条件の下に、市内に住んでいる児童が、通学区域に関わりなく、入学（転学）できる制度。

5 青少年の健全育成

次代を担う青少年のふるさとを愛する豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけるために、自然との触れ合いや同世代・異世代との交流、郷土に学び、郷土をつくる体験など様々な体験活動を推進します。

また、家庭・学校・地域はもとより、企業・民間団体と連携し、その推進体制の強化や総合的なネットワーク化を図り、青少年を取り巻く有害な環境から青少年を守り育む全市民による運動を促進します。

6 地域文化の保存・継承

地域の伝統芸能や文化は、それぞれの地域に根ざした資源であり、特色であることを踏まえ、愛郷心を培いながら、引き続き保存・伝承の取組を支援するとともに市民への周知を図り、本市が一体となった新たな文化の創出とネットワーク化を図ります。また、地域の文化的資源を活用したまちづくりや文化的資源相互の連携を図り、文化施設の充実とネットワーク化を推進します。

7 スポーツの振興

市民それぞれの体力に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことで、個々の健康の

維持・増進を促進するために、運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実を図ります。

また、スポーツクラブの育成やスポーツ合宿の誘致及び各種大会の開催を通じて、スポーツの振興、スポーツ交流の推進に努めるとともに、地域に根ざしたスポーツ団体の強化・振興を図ります。

8 交流活動の推進

国際交流や国内・地域間交流など広範な地域との交流は、まちづくりを進めるに当たり、地域に刺激を与え、新しい価値を生み出す活力となります。このため、こうした交流活動を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出します。

第4節 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

本市は、海、山、川、湖、温泉などの豊かな自然環境資源に恵まれています。こうした豊かな環境と快適な生活との両立を前提にしながら南九州の拠点都市として発展していくためにも、一層の生活環境の整備が求められています。

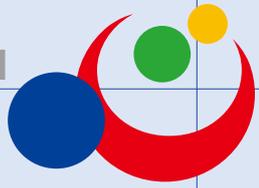
このため、市民生活における安全の確保を始め、自然環境の保全、上下水道の整備などを進め、災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを市民との協働により推進します。また、地球環境への負荷を軽減するため、市民・事業者と行政が協働して省資源やリサイクルなどに努め、資源循環型社会の構築を図ります。

1 防災・生活安全対策の充実

台風や集中豪雨、地震等の自然災害に対する不安から、市民の生命と財産を守るための基盤整備と体制づくりが求められています。このため、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、河川改修や砂防・急傾斜地対策などに取り組むとともに、防災体制の充実・強化に向けて、自主防災組織等の育成や防災行政無線^{*}の戸別受信機全戸配置を進めます。

また、消防庁舎等の防災拠点施設の計画的な整備及び消防資機材の一層の充実を図るとともに、消防団を始め関係機関との連携・強化の下、迅速・的確な消防体制を構築し、安全・安心な市民生活を確保することにより、災害に強い、快適な生活環境づくりを進めます。

特に、原子力発電所と火力発電所等のエネルギー供給基地としての役割を担っている



本市においては、これらの施設との共生を図りながら市民の安全確保と環境の保全を図るため、安全運転の確保、事故防止体制の徹底を設置者に促すとともに、国・県との協力による防災体制の充実に努めます。

さらに、消費生活の安全確保のための消費生活相談の充実等を図るとともに、交通安全意識や防犯思想の高揚と併せて、人にやさしい安全なまちづくりを進めます。

※防災行政無線

市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備している無線ネットワーク。

2 環境対策の充実

本市の有する豊かな自然を次世代に継承するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年度を目標年次とする「薩摩川内市環境基本計画」を策定しました。

この計画に基づいて環境監視の充実などに努め、環境美化や快適な環境づくりの市民活動の支援充実を図るとともに、太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入を進めます。また、これまでの事業活動やライフスタイルを見直すなど、環境問題に対する意識の高揚を図るため、生涯学習と連動した環境学習の推進を図ります。

さらに、市営の葬斎場及び墓地の維持管理を進めます。

3 ごみ処理の充実

ごみの減量化や再資源化を図るために分別収集活動を推進するとともに、焼却施設の定期的な補修と維持管理、水処理施設等の適正な維持管理、最終処分場の整備を図り、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

4 下水道・生活排水処理対策の推進

下水処理施設の適正な維持管理及び設備更新に取り組むとともに、水洗化率の向上を図ります。また、地域の特性に応じて、公共下水道、小型合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備を図ることで、快適な生活環境と河川等の水質の改善に努めます。

さらに、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、処理工程で発生する汚泥等を再資源化する汚泥再生処理センターを整備し、循環型社会の形成に努めます。

5 安定した水・温泉利用対策の充実

安全な水の安定供給のために、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の維持管理

に努めるとともに、水源となる河川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。また、簡易水道も含め水道事業の統合・整備を図り、水道事業の管理体制の強化を目指します。さらに、温泉施設、農業用水・工業用水施設等の整備及び適正な維持管理と利用促進に努めます。

第5節 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

本市の発展を支え、活力と活気を生み出す源は産業活動にあります。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住や人口の増加、経済社会の安定のための重要な条件となります。

このため、本市の最大の資源である豊かな自然を活かした観光産業や農業、水産業、さらに各種製造業、サービス業など多種多様な地場産業の「地域力」を十分活用し、民間活力を発揮できるような創造性あふれる産業の展開を図り、市内で循環する経済構造を確立することで、本市の持続的な地域経済の活性化を図ります。

1 薩摩川内経済圏の創出

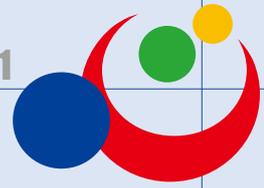
これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドに加え、既存の商品の磨き上げ、新商品の発掘・発見による新たなブランドの掘り起こしを行うとともに、総合的な薩摩川内ブランドの確立を図ります。

また、薩摩川内ブランド確立による効果として生じる、他地域との差別化、観光地としての魅力の向上、地場産業の活性化、住民・優良企業・優秀な人材等の流入増加、市民にとって魅力的で誇りを持てる地域づくりへの発展を通じて、持続的に発展可能な薩摩川内経済圏の創出を目指します。

さらに、域内産業の連携による地域経済の底上げを図るため、農商工連携による市内事業者の利用促進と本市内における流通体制の構築により、市内で生産されたものを市内で消費するという、顔の見える地産地消の取組を進めます。

2 農業の振興

農業の持続的な振興と農村の活性化という基本方針を踏まえ、農家の経営安定と所得向上を図るために、平成24年度を目標とした「第1次薩摩川内市農業振興基本計画」を策定しました。この基本計画に基づいて、認定農業者や集落営農組織の育成、遊休農地の有効活用、安全・安心な農産物の生産、地産地消・食農教育活動の推進、農業生産基盤の整備を図ります。



また、農業公社が実施する農作業の労力軽減を目的とした「農作業受委託事業」、農地の流動化を目的とした「農地保有合理化事業」、新規就農者の育成を目的とした「研修事業」の更なる充実を図ります。

畜産では、畜舎建設、飼料畑造成等畜産公共事業を積極的に推進し、肉用牛の増頭を図ります。

さらに、農業農村の持つ国土の保全・自然環境の維持や伝統文化の継承という多面的な機能を活かした活力ある農村振興を図ります。

3 林業の振興

森林の持つ多面的・公益的機能をより発揮するため計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意しつつ林道の整備を図ります。また、早掘りたけのこ等の地域資源の有効活用による特用林産物の産地化を図ります。さらに、地域で生産された木材を使用した「地材地建」の取組を促進します。

4 水産業の振興

海面漁業はもとより、川内川を中心とした内水面漁業のつくり育てる漁業及び経営感覚に優れた水産業の担い手の育成・確保に努めます。また、漁業経営の安定に向けてキビナゴ、チリメン、ウナギ等の水産加工の高度化やブランド化を推進するとともに、地産地消を促進します。特に、水産資源の維持・かん養、その拠点となる漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取り組みます。

5 商工業の振興

商工会議所や商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できるよう市内事業者の経営体質強化、地域を支える商店街の形成及び経営基盤の強化を促進するとともに、中心市街地活性化施策の推進等により、魅力ある商業集積の整備を促進し、市民生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。

工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、体質強化に努め、その育成を図ります。

また、雇用の確保に向け、新エネルギーに代表される新規成長分野を中心に企業誘致を推進するとともに、その基盤となる工業団地整備の推進を図ります。

さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等による産学官連携、農商工連携、これに伴う新たな業種・業態の転換や起業を支援します。

雇用・就業環境については、ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

6 観光の振興

自然環境の保全に配慮しながら、九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の全線開通を見据えた交流人口の拡大を図るため、海、山、川、湖、温泉や歴史的・文化的資源など市内の様々な地域資源を有機的にネットワークさせた観光関連産業の振興を図ることで、地域連携型観光圏を創出します。

具体的には、甌島の美しい景観の演出、雄大な海岸線、趣のある温泉街などの連携を図りながら、農林業や水産業等の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会や合宿、各種会議（コンベンション）等の誘致及びフィルムコミッション*に取り組み、併せて「おもてなしの心」の醸成など、受入体制の整備を図り、訪れる人を満足させる観光プログラムの開発を行います。

また、きやんせふるさと館等の物産販売所の機能充実及び連携を促進するとともに、観光客が気軽に利用・宿泊できる施設の充実や、民間団体等との連携強化による観光振興体制の強化、観光情報の効果的な提供に努めます。

※フィルムコミッション

映画やドラマ、コマーシャルなどの撮影活動を誘致・支援し、映像化による地域のイメージアップ、ロケ隊による経済効果、市民参加による地域の活性化を図ろうとするもの。

第6節 都市力を創出するまちづくり

本市の潜在力の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

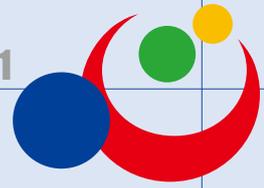
このため、住宅・公園の整備や都市計画マスタープラン*に基づく都市計画事業等の実施により機能的かつ個性的な魅力あふれる美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組を市民と共に進めます。

また、九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の波及効果を本市及び周辺地域の活性化に活かすため、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、港湾機能の向上と利用の拡大を図ります。

また、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、道路・交通ネットワークの整備、情報通信格差解消に向けた情報通信基盤の整備などに取り組み、薩摩川内市定住自立圏を創出し、本市への定住を促進します。

※都市計画マスタープラン

都市の発展の動向、人口・産業の現状及び将来の見通しや住民意向を反映させて、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や都市施設などの配置及び整備、その他の都市計画の基本的な方針を示すもの。



1 住環境の整備

公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者や高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進し、本市の均衡ある発展のための定住拠点ネットワークの形成を図ります。また、本市に住みたい・住み続けたいと思う住民を増やすため、県都鹿児島市の隣接都市としての利便性や自然の宝庫である甕島を積極的に情報発信するとともに、本市への定住を促進するための対策に取り組めます。さらに、がけ地近接住宅などの移転等の対策も進めます。

2 公園緑地の整備

公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等については、各地域の主要な施設をネットワーク化することによって市内外の利用者と市民の交流の場などとして、多様な積極的活用を図ります。また、生活に身近な自由空間（オープンスペース）や子どもの遊び場としての公園施設等の整備充実、適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

3 道路・交通ネットワークの整備

九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道といった高速交通体系の整備や九州新幹線及び肥薩おれんじ鉄道の利用を促進し、広域交通網の拡充を図ります。また、本市の一体感の醸成や本市内の連携、市外との交流を促進するために駅、港湾、インターチェンジなどの交通拠点の周辺を整備するとともに、これらを結ぶ都市の骨格を形成する道路（都市核道路）を始めとする幹線道路網のネットワークを整備します。この幹線道路網については、生活道路との区分を図り、市外との交流強化、渋滞の緩和に努めながら、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。

さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークを構築するために、特に、川内駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために効率的で利用しやすいコミュニティバスの運行やデマンド交通（事前予約型乗合タクシー）等の導入を推進します。

また、川内甕島航路の開設を目指すとともに、同航路の開設を見据え川内港と川内駅との交通アクセスの向上を図ります。

さらに、甕島を一つに結び、各島における経済・社会活動の相互連携の強化、住民の生活圏拡大に資するため、蘭牟田瀬戸架橋の建設及び甕島縦貫道の整備を促進します。

4 市街地等の整備と拠点づくり

にぎわいある都市づくりを目指し、駅や港湾などの交通拠点と一体となった中心市街地等の整備を行うとともに、商業・教育・文化・医療・行政等の多彩な機能を有する新たな拠点地区の形成を推進します。また、各地域の中心地についても、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。

5 河川空間の形成と利活用

本市の持つ多様な自然環境の保全を図りつつ、市民が安全・快適に生活できるよう、治水・親水機能の強化と河川舟運の活性化を目指し、まちづくりと一体となって、水辺のうるおいのある河川空間の形成と景観づくりを進めます。

6 港湾施設の充実及び利用促進

川内港の港湾機能の充実を図るとともに、南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易、流通拠点として定期航路を拡充します。また、西方・里・江石・桑之浦・長浜港等の港湾機能の向上等に努め、人とモノが行き交う、にぎわいのある港湾として整備を進めます。

7 情報通信基盤の整備

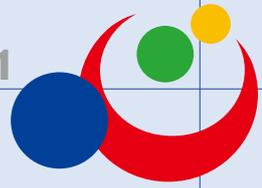
各種行政手続や広報紙の電子化等、行政サービス水準の向上を図るとともに、生活に密着した情報の提供に努めるなど、市民生活をより便利にする施策を展開します。特に、甌島においては、情報通信技術を活用した医療体制及び福祉サービスの強化を図るなど、便利で安心できる市民生活の確立に向けた取組を進めます。

一方、産業面については、特産品情報や観光情報を市内外に効果的に発信できる体制づくりを進めるとともに、観光施設の情報化、バーチャルモールの整備など情報通信技術を利用した取組を行う地域企業の支援に努めます。

また、市内の地域間における情報通信格差を是正するため、インターネット環境面からは超高速ブロードバンド網等の民間企業等による早期整備を働きかけるとともに、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消、移動体通信サービスにおいては通話エリアの拡大を促進します。

8 土地の有効利用

本市の秩序ある発展のため、国土利用関連法令に基づく県等の計画との調整を図りつ



つ、都市的・農地的・森林的・自然的土地利用の区分けを明確にし、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等との関連を考慮しながら、土地利用に関する規制・誘導の指針として国土利用計画等を策定し、広域的な土地利用体系の確立を目指します。また、土地利用の総合調整、都市計画区域等の調整、地籍調査の推進、公共事業用地の計画的な取得等用地行政の充実を図ります。

第7節 みんなで進める市民参画のまちづくり

地方分権の進展により自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から、市民と行政の役割分担の下でまちづくりを展開することが求められています。

本市のまちづくりは、自治基本条例が定める基本理念の下、自らの積極的な意思で市民、市議会及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係を保ち、補完し合い協力して進めていくこととし、そのためのまちづくりの実践に向けた体制の充実を図ります。

1 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民との協力関係（パートナーシップ）を築くため、自治基本条例で定める「情報の共有」・「協働」・「参画」に基づき、市民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、情報公開の充実を図り、市民の「知る権利」を最大限に尊重する開かれた市政の推進を図ります。

また、市政モニター制度^{*}やパブリック・コメント制度^{*}の活用、地区コミュニティ協議会との対話の場の設定など行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充します。

※市政モニター制度

広く市民の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査などを行い、今後の市政経営の基礎資料として活用しようとするもの。

※パブリック・コメント制度

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案をあらかじめ公表し、この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

2 男女共同参画社会^{*}の形成

人々の意識や行動、社会の制度において性別にとらわれることなく、男女が共に参画できる社会の実現に向けた施策を展開します。このため、公的・私的分野を問わず、社

会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成、女性の意見を市政に反映させるための広聴体制の整備等の取組を進めます。また、家事や介護、地域社会活動等へ男女が共に参画できる環境づくりを目指し、活動支援施設の充実、意識改革・雰囲気づくりのための啓発、広報活動等を展開します。

※男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

第8節 持続可能な行財政運営の推進と 政策形成能力の向上によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、国と地方の役割分担を明確にし、国に依存しない行政及び税財政の基盤を確立し、コスト意識と政策形成能力、業務遂行能力を備えた意欲のある職員を育成し、自己決定・自己責任による自立した市政経営に取り組みます。

また、財政改革の指針となる中長期財政運営指針に基づき、徹底した行財政改革を推進して行政の効率化を図り、持続可能な財政運営のできる財務体質を持った南九州の拠点都市へと生まれ変わります。

1 実効性の高い行政経営等の推進

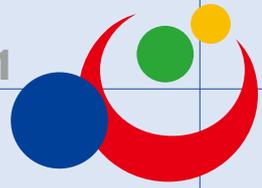
市政改革大綱に基づき、限られた経営資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるために、社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化に的確に対応する、実効性の高い行政経営を推進します。

このため、市民志向・成果志向に基づき、業務内容の点検による不要不急の事務事業の見直しや、職員全体で事務改善、待遇改善、経費節減に取り組むほか、市民の視点に立った窓口業務の改善や情報通信技術を活用した業務改革を進めながら、事務の適正化、迅速化、高度化を図り、スピーディで質の高い市民サービスの向上に取り組めます。

市が保有するすべての資産については、遊休資産の洗い出しを行い、管理形態の見直し、未利用地の活用・売却、施設の統廃合に取り組めます。

さらに、民間企業で対応可能な業務については、そのサービス内容とコストを比較検討し、サービスの向上と地域経済活性化の側面から積極的かつ計画的に外部委託や民営化の推進に取り組めます。

また、定員適正化に関する方針に基づき、職員数及び人件費の適正化に努めるとともに、職員人材育成基本方針に基づき、高い政策形成能力と業務遂行能力を備えた意欲あ



る職員の育成に取り組み、市民サービスの質の向上に努めます。

2 健全で安定的な財政運営の推進

基礎自治体として役割と責任の果たせる財政運営を図るため、中長期財政運営指針に基づき、持続可能な財政規模への移行・転換を図るとともに、歳入・歳出の徹底した見直しや事業・施策の重点化、資産の利活用等により、健全な財政経営基盤を確立します。また、併せて行政運営のコストや資産ストックの状況など財務情報の積極的な提供に努め、財政運営の透明性を高めます。

入札・契約制度については、高い工事品質を確保し、かつコストの縮減が図られる制度の検討を進めます。